

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の一時中止措置等について

既契約の工事及び業務（以下「工事等」という。）に係る一時中止措置等に関し、次のとおり取り扱いを定めましたので遺漏なきよう措置をお願いします。

なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、この限りではありません。

### 1. 工事等の一時中止措置等について

#### （1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応

発注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事等の一時中止や工期または履行期間の延長の意向を確認すること。その上で、受注者からその申し出がある場合には、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約約款に基づき、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うこと。

なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、契約約款に基づき、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更または工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応すること。一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、受発注者で協議の上、適切に設定すること。

#### （2）新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応

発注者は、工事従事者または業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、（1）に準じて対応する。この場合は、一時中止の期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定すること。

### 2. 一時中止等に伴う繰越等の措置について

1. の措置に伴い、工期または履行期間が年度を超える可能性がある場合は、繰越等の手続きをとること。

### 3. 工事の一時中止措置等に伴う対応について

施工中の工事現場において、一時中止する場合にあっても、各工事現場に応じた適切な安全対策等を講じ、中止期間における工事現場内の事故等の発生防止に努めること。

#### 4. 緊急性を要する工事への対応について

災害復旧工事等、緊急性を要する工事については、市民の生活等、安全の確保の観点から受発注者間で協議すること。